

第百六十四回国会 衆議院 国土交通委員会 議 録 第二十四号

平成十八年五月三十一日(水曜日) 午前九時三十五分開議

出席委員

委員長 林 幹雄君
理事 衛藤征士郎君
理事 望月 義夫君
理事 長妻 昭君
理事 高木 陽介君
理事 赤池 誠章君
理事 遠藤 宣彦君
理事 大塚 高司君
理事 金子善次郎君
理事 北村 茂男君
理事 島村 宜伸君
理事 鈴木 淳司君
理事 田村 憲久君
理事 西銘恒三郎君
理事 松本 文明君
理事 若宮 健嗣君
理事 古賀 一成君
理事 高木 義明君
理事 鉢呂 吉雄君
理事 森本 哲生君
理事 穀田 恵二君
理事 糸川 正晃君

同日
辞任
糸川 正晃君
補欠選任
五月二十九日
高齡者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案(内閣提出第五二号)(参議院送付)
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)(参議院送付)
は本委員会に付託された。

五月三十一日

交通網の整備促進等に関する陳情書(長崎市桜町二の三五山口博)(第二四三号)
四国循環自動車道路の整備促進等に関する陳情書(徳島市幸町二の五 三木明)(第二四四号)
生活交通確保対策に係る財政措置等の拡充等に関する陳情書(那覇市泉崎一の一 久高将光)(第二四五号)
道路特定財源の確保に関する陳情書(仙台市青葉区中央二の九の一〇 幕田圭一)(第二四六号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)(参議院送付)

○林委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣北側一雄君。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○北側國務大臣 ただいま議題となりました海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

平成十二年三月に国際海事機関において採択された二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書は、各締約国に対しまして、危険物質及び有害物質による汚染事故に対応するための国内体制の整備及び国際協力の推進を求めており、平成十九年前半の発効が見込まれております。

我が国としても、国際的な連携のもとに、海洋汚染及び海上災害の防止を図るための措置を講じ、国際的な責務を果たしていく必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。
次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、船長、船舶所有者等は、大量の有害液体物質が排出された場合において、有害液体物質の防除のための応急措置等を講じなければならないこととしております。

第二に、一定の船舶の船舶所有者は、有害液体物質の防除のために必要な資材、機械器具及び要員を確保等しておかなければならないこととしております。

第三に、一定の有害液体物質保管施設の設置者

等は、有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該施設内に備え置かなければならないこととしております。

第四に、油、有害液体物質または危険物の排出のおそれがある場合等において、海上保安庁長官が船舶所有者等に対し、所要の措置を講ずべきことを命ずることができることとしております。

第五に、海上保安庁長官の指示に基づき、独立行政法人海上災害防止センターが有害液体物質の防除のために必要な措置を講ずることとしております。

その他、海洋環境保全の見地から、環境大臣による査定が行われていない物質を船舶により輸送してはならないこととするなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由でございます。この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○林委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午前九時三十八分散会

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「油及び」を「油、有害液体物質及び」に改める。

委員の異動
五月三十一日

補欠選任

亀井 静香君

補欠選任

糸川 正晃君

国土交通大臣 北側 一雄君
国土交通副大臣 松村 龍二君
国土交通大臣政務官 石田 真敏君
国土交通大臣政務官 後藤 茂之君
国土交通委員会専門員 亀井 為幸君

措置等」に改め、同条中「除去」の下に、「排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去」を加え、同条第一号中「及び」の下に「第五項並びに」を加え、同条第二号中「特定油」を「油又は有害液体物質」に改め、「油、有害液体物質」を削る。

第四十一条の三第一項中「その他の物の下に」若しくは排出のおそれがある油若しくは有害液体物質」を加え、「又はこれら」を、「これら」に改め、「設置者」の下に「又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者」を加える。

第四十二条の見出し中「特定油」を「油又は有害液体物質」に改め、同条中「大量の特定油」を「大量の油又は有害液体物質」に、「排出特定油」を「排出油等」に、「排出された特定油」を「排出された油又は有害液体物質」に改める。

第四十二条の二の見出し中「が排出された」を「の排出があつた」に改め、同条第一項中「この条」の下に、「第四十二条の四の二を加え、同項ただし書中「第五項まで」の下に「の規定」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、引き続き危険物の排出の防止、排出された危険物の火災の発生防止その他の海上災害の発生防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 第一項第一号の船舶の船舶所有者又は同号の施設の設置者

二 前号に掲げる者のほか、その業務に関し当該危険物の排出の原因となる行為をした者の使用者（当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者）

第四十二条の三に次の一項を加える。

3 第一項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国

土交通省令で定めるところにより、消火、延焼の防止その他の海上災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 第一項第一号又は第二号の船舶の船舶所有者

二 第一項第一号の海洋危険物管理施設又は同項第二号の施設の設置者

三 前二号に掲げる者のほか、その業務に関し当該海上火災の原因となる行為をした者の使用者（当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者）

第四十二条の四の次に次の一項を加える。

（危険物の排出が生ずるおそれがある場合の措置）

第四十二条の四の二 船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他の海難が発生した場合又は海洋危険物管理施設の損傷その他の海洋危険物管理施設に係る異常な現象が発生した場合において、当該船舶又は海洋危険物管理施設から危険物の排出が生ずるおそれがあるときは、当該船舶の船長又は当該海洋危険物管理施設の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該海難又は異常な現象が発生した日時及び場所、海難又は異常な現象の状況、危険物の排出が生じた場合に海上災害の発生防止のために講じようとする措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、第三十八条第一項から第五項までの規定又は石油コンビナート等災害防止法第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の発生を防止するため、緊急に当該危険物の排出を防止する必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険物の抜取りその他当該排出の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該船舶の船長又は船舶所有者

二 当該海洋危険物管理施設の管理者又は設置者

第四十二条の八中「特定油」を「油、有害液体物質」に、「認められる」を「認める」に改める。

第四十二条の二十五第一号中「排出特定油」を「排出油等」に改め、同条第二号中「排出された油」の広がり及び引き続く油の排出の防止並びに排出された油の除去（第四十三条の五及び第四十三条の六において「排出油の防除」という。）を「排出油等の防除」に改める。

第四十二条の二十六第一項中「排出特定油」を「排出油等」に、「認められる」を「認める」に改め、同条第二項中「大量の特定油」を「大量の油又は有害液体物質」に、「排出特定油」を「排出油等」に、「認められる」を「認める」に改める。

第四十二条の二十七第一項中「特定油」を「油若しくは有害液体物質」に改め、同条第二項第一号中「のうち特定油に係るものを削る。

第四十三条の五の見出しを「排出油等防除計画」に改め、同条第一項中「油が」を「油又は有害液体物質が」に、「排出油」を「排出油等」に、「排出油防除計画」を「排出油等防除計画」に改め、同条第二項中「排出油防除計画」を「排出油等防除計画」に改め、同項第一号中「油」の下に「又は有害液体物質」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「排出油」を「排出油等」に改め、同条第三項及び第四項中「排出油防除計画」を「排出油等防除計画」に改める。

第四十三条の六の見出し中「排出油」を「排出油等」に改め、同条第一項中「タンカー」の下に「又は有害液体物質を輸送する船舶」を加え、「油」を「油又は有害液体物質」に改め、同項各号中「排出油」を「排出油等」に改め、同条第二項中「排出油防除計画」を「排出油等防除計画」に改める。

第四十八条第四項中「特定タンカー」の下に「若しくは第三十九条の五に規定する船舶」を加え、「の配備」を「その他の排出油等の防除のために必要な機械器具の配備、排出油等の防除に関し必要

な知識を有する要員の確保」に改め、「油漏防止緊急措置手引書」の下に「若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書」を加え、同条第八項中「掲げる」を「規定する」に、「又は同条を」を「若しくは同条」に改め、「場所」の下に「又は第三十九条の四第一項の油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具の所在する場所」を加え、「に立ち入り」を「若しくは第三十九条の五の資材若しくは機械器具の所在する場所に立ち入り、排出油等の防除のために必要な」に改め、「資材」の下に「又は油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具」を加え、「を検査させる」を「その他の機械器具を検査させる」に改める。

第五十三条第一項中「ところにより」の下に「地方整備局長、北海道開発局長を加え、同条第二項中「地方運輸局長」を「地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長」に改め、「一部を」の下に「地方整備局の事務所の長、開発建設部の長」を加える。

第五十五条第一項第一号から第三号までの規定中「違反して」を「違反して、」に改め、同項第五号中「油又は廃棄物」を「油等に改め、同項第七号及び第九号中「違反して」を「違反して、」に改め、同項第十一号中「又は第四十条を」を「若しくは第五項、第四十条、第四十二条の二第四項、第四十二条の三第三項又は第四十二条の四の二第二項」に改め、同項第十二号中「違反して」を「違反して、」に改める。

第五十五条の二中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「違反して」を「違反して、」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「違反して」を「違反して、」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第九条の六第四項の規定に違反して、未査定液体物質を輸送した者

第五十七条第六号中「違反して」を「違反して、」に改め、同条第九号中「又は第四十二条の三第一

項」を、「第四十二条の第三項又は第四十二条の四の第二項」に改め、同条第十一号中第三十九条の四第一項の下に「又は第三十九条の五」を加え、同条第十五号中「違反して」を「違反して、」に改める。

第六十一条中「第九条の六第二項」を削る。
別表第一第一号及び第二号中「有害液体物質等」を「有害液体物質」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条の規定 公布の日
- 二 第九条の六、第五十五条の二及び第六十一条の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第三十九条の四の次に一条を加える改正規定、第四十八条第四項の改正規定(油濁防止緊急措置手引書)の下に「若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書」を加える部分を除く。)及び同条第八項の改正規定(「に立ち入り」を「若しくは第三十九条の五の資材若しくは機械器具の所在する場所に立ち入り、排出油等の防除のために必要な」を「検査させる」を「その他の機械器具を検査させる」に改める部分に限る。)並びに第五十七条第十一号の改正規定 平成二十年四月一日

(命令に関する経過措置)

第二条 施行日前に海上保安庁長官がこの法律による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「旧法」という。)第四十条の規定によりした命令(排出された油(特定油を除く。))及び有害液体物質に係るものに限る。は、この法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という。)第三十九条第三項の規定により海上保安庁長官がした命令とみなす。

平成十八年六月六日印刷

第三条 施行日前に海上保安庁長官が旧法第四十条の第二項の規定によりした命令は、新法第四十条の第二項の規定により国土交通大臣がした命令とみなす。
(罰則の適用に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)
第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法第十八条及び第十九条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(港則法及び海上交通安全法の一部改正)
第六条 次に掲げる法律の規定中又は第四十二条の三第一項を、「第四十二条の三第一項又は第四十二条の四の二第一項」に改める。

- 一 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第二十五条ただし書
- 二 海上交通安全法(昭和四十七年法律第一百二十五号)第三十二条第二項

(災害対策基本法の一部改正)
第七条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
第三十八条第十一号中「第四十三条の二第一項」を「第四十三条の五第一項」に、「排出油」を「排出油等」に改める。
(水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の一部改正)
第八条 次に掲げる法律の規定中「第三十八条第三項」を「第三条第三号」に改める。

- 一 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百十八号)第二十三条第二項の表第七号
- 二 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第一百五十五号)第三十五条第一項の表第五号

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第九条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第六十一条の改正規定中「第十七条」を「第十七条」に、「第十条の第四項」を「第十条の第四項」に改める。
(国土交通省設置法の一部改正)
第十条 国土交通省設置法(平成十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。
第三十一条第一項第二号及び第三十三条第一項第二号中「第十四号」の下に、「第十五号(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。)」を加える。
第三十五条第一項中「第十五号」の下に「(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。)」を加える。

平成十八年六月七日発行

理由

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の実施等に伴い、有害液体物質及び危険物並びに特定油以外の油による海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制を確立するため、船長、船舶所有者等に対する防除措置の義務付け、海上保安庁長官による防除計画の策定等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B